

彩の国あんしんセーフティネット事業の開始に伴う 定款変更及び第二種社会福祉事業開始届の手続きについて

(令和5年7月更新)

生計困難者に対する相談支援事業（彩の国あんしんセーフティネット事業）は、社会福祉法第二条第三項に定める第二種社会福祉事業の第一号「生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業」として位置づけられるものであり、各社会福祉法人の定款において、実施する事業として「生計困難者に対する相談支援事業」と記載する必要があります。

1 定款変更手続き等の流れ

- (1) 理事会（評議員会を設置している場合は、評議員会を含む。以下同じ。）において、事業を実施することについて議決する。
- (2) 理事会において、事業追加の定款変更を行うことについて議決する。
- (3) 定款変更認可申請書について、添付書類を添えて各法人の所轄庁（定款変更認可担当課）へ提出する。
- (4) 定款変更の認可がおりたら、管轄の法務局で法人登記の「目的」の変更を行う。
- (5) 事業開始の日から一月以内に、埼玉県（一部の市※にある施設については各市）に第二種社会福祉事業開始届を提出する。
※指定都市、中核市、加須市、入間市、和光市

2 理事会での議題

- (1) 事業を実施することについての議決
- (2) 事業実施のための（補正）予算の議決
- (3) 定款変更の議決
- (4) 事業実施規程の議決

3 理事会議事録で抜けてはならない項目

- (1) 事業を実施することについての議決があったこと（事業予算、事業実施規程）
- (2) 定款変更を行うことについての議決があったこと（具体的に、定款の条文をどのように変更するのかを記載する必要あり）

4 定款変更認可申請 ※理事会で承認後、法人の所轄庁に2部提出

提出書類：定款変更認可申請書（追加部分について、新旧を記入する）※サンプルあり

(添付書類) ①新定款、旧定款

②理事会（及び評議員会）議事録（写）、議案書（写） ※原本証明が必要

③当該事業の事業計画書及び収支予算書 ※原本証明が必要

④事業の概要、組織図、職員名簿

5 第二種社会福祉事業開始届の届け出

事業開始の日から1ヵ月以内に埼玉県社会福祉課（一部市※は各市の担当課）へ提出

※指定都市、中核市、加須市、入間市、和光市

提出書類：第二種社会福祉事業開始届

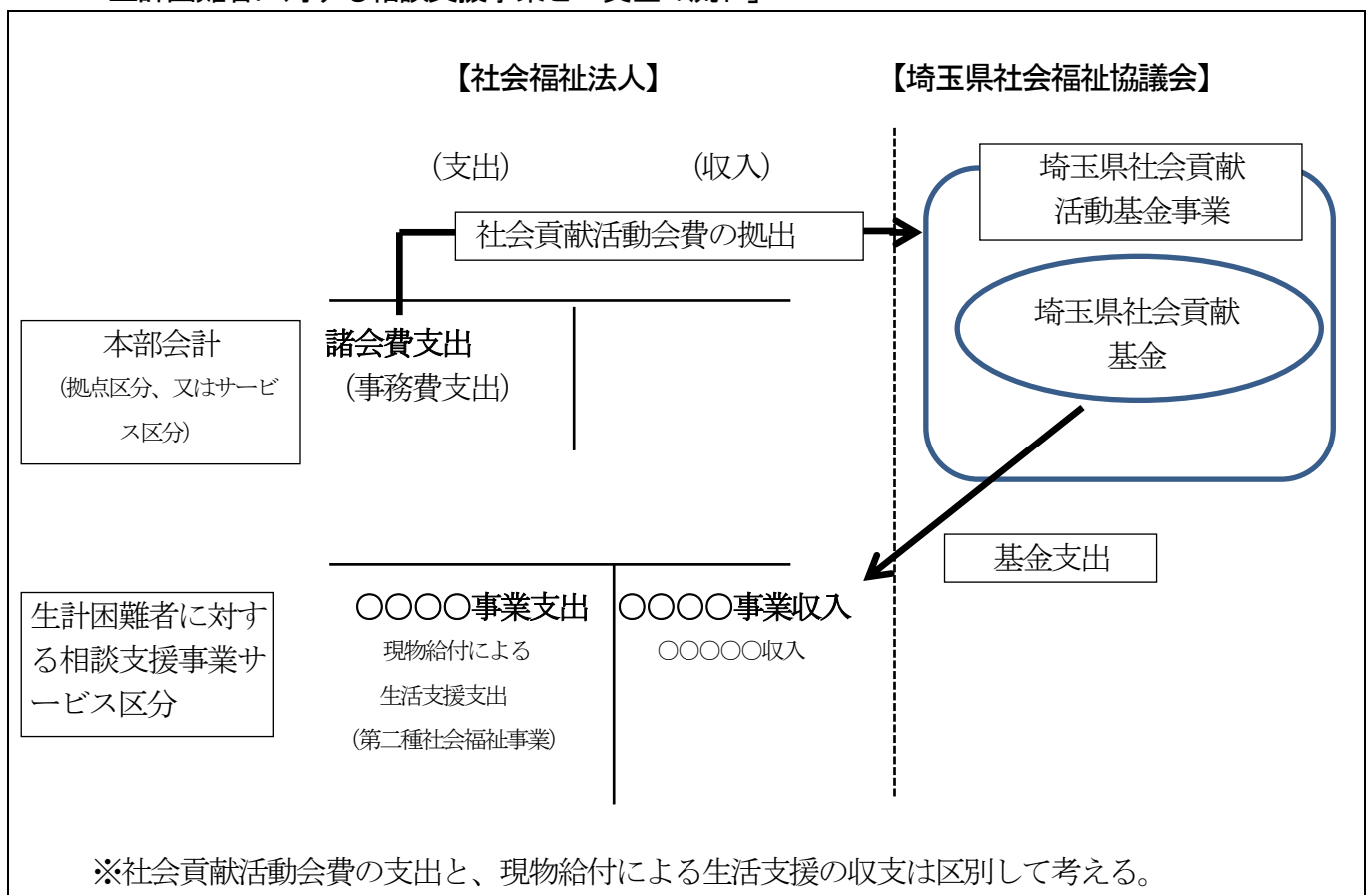
添付資料：(例)・新定款 ・収支予算書 ・事業実施規程 ・事業計画書

※詳細は別紙「第二種社会福祉事業開始届の提出について」を参照

6 社会福祉法人新会計基準の会計処理及びサービス区分の設置

社会福祉法人において「生計困難者に対する相談支援事業」を実施する際には、第二種社会福祉事業として、相談事業を実施する施設が属する拠点区分においてサービス区分を設けて会計処理を行う。なお、会費の拠出金は、本部会計又は施設会計の「諸会費支出」により支出する。

7 生計困難者に対する相談支援事業と「資金の流れ」



8 参考

埼玉県社会福祉協議会においても、定款中、実施する事業として「生計困難者に対する相談支援事業」を位置づけている。

※社会福祉法人の主たる事務所と事業実施区域による所轄庁

- | | |
|-------------------|-------|
| ・各市の区域内 | 各市長 |
| ・各市を除く埼玉県の区域 | 埼玉県知事 |
| ・事業実施区域が複数の市町村の区域 | 埼玉県知事 |